

各高等学校等就学支援金支給対象校設置者 様

滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課長
(公 印 省 略)

令和 6 年度滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金 (通常分、家計急変) の
申請について (依頼)

このことについて、滋賀県では、奨学のための給付金 (通常分、家計急変) の受付を下記のと
おり開始します。

つきましては、貴校に在籍する生徒のうち保護者等が滋賀県内に在住している方に対して、制
度概要や申請手続き等を周知いただきますようお願いいたします。

記

1 申請受付期間 (状況により変更となる場合があります)

- 通常分 令和 6 年 7 月 1 日 (月) から令和 6 年 8 月 30 日 (金)
家計急変 ・ 令和 6 年 7 月 1 日までに家計急変が発生した場合
令和 6 年 7 月 1 日 (月) から令和 6 年 8 月 30 日 (金)
・ 令和 6 年 7 月 2 日以降に家計急変が発生した場合
令和 6 年 7 月から令和 7 年 1 月末まで随時

2 申請案内

滋賀県ホームページを御案内ください。

URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kyouiku/11034.html>

3 支給要件

<通常分>

- ①生徒が高等学校等就学支援金、学び直し支援金、専攻科の生徒への修学支援のいずれか
を受ける資格を有すること。
- ②保護者等 (親権者全員) の道府県民税および市町村民税所得割額が非課税、または生活
保護 (生業扶助) 受給世帯であること。
- ③生徒が、平成 26 年 4 月 1 日以降に入学した者であること。
- ④保護者等が、滋賀県内に在住していること。

<家計急変>

- ①生徒が高等学校等就学支援金、学び直し支援金、専攻科の生徒への修学支援のいずれか
を受ける資格を有すること。
- ②家計が急変したことにより「保護者等の全員が道府県民税所得割および市町村民税所得
割が非課税である世帯」に相当すると認められること。
- ③生徒が、平成 26 年 4 月 1 日以降に入学した者であること。
- ④保護者等が、滋賀県内に在住していること。

4 その他

貴校に対象となる生徒の保護者等がいる場合、貴校においてとりまとめいただいた上で、以下の書類送付先まで御提出くださるよう御協力いただけますと幸いです。

なお、送付いただく際は、申請書類に別添申請者一覧を添えて御提出ください。

また、会計検査院から文部科学省への意見をふまえ、当給付金が授業料以外の教育費に確実に活用されるよう、代理受領および未納徴収金への充当等、御検討ください。代理受領いただける場合は、別添受任承諾書をあわせて御提出いただきますようお願いいたします。

5 制度に関するお問合せ先・書類送付先

- 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課 私学振興係
- 電話 077-528-3271 / FAX 077-528-4854 / E-mail: shigaku@pref.shiga.lg.jp